

入札条件及び指示事項

令和3年4月30日以降適用

入札条件	- 受注者は、土木工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。 なお、港湾工事及び港湾海岸工事（工事名に「〇〇港」と付いている工事）の施工にあたっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。 受注者は、建築工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」によること。 委託業務の受注者は、委託業務の実施に当たっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。用地調査に係る業務については、公告又は指名通知日における最新の「用地調査等共通仕様書（山口県土木建築部）」によること。港湾事業に係る業務については、公告又は指名通知日における最新の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」によること。 - 受注者は、工事の施工及び委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。 - 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに仕様書及び特記仕様書のとおりとする。 - 落札者は、指名通知書において契約の保証を「契約金額の100分の10以上」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。 - 主任技術者又は監理技術者と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日国不建第130号）」における「2-4 監理技術者等の雇用関係」によること。 契約後の主任技術者又は監理技術者の変更の取扱いは、「監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の途中交代の取扱いについて（令和3年4月1日岩国市契約監理課）」によるものとする。 - 指名競争入札の場合、入札者が1人の場合は入札を行わないものとする。 - 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加の取扱いは、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和3年4月30日岩国市契約監理課）」によるものとする。
指示事項	- 受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、極力市内生産業者又は市内取扱業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。 - 受注者は、下請負人を必要とする工事については、市内建設業者の活用を極力努めること。また、受注者は下請契約を締結した場合には、発注者へ施工体制台帳の写しを提出すること。 （詳細は、契約監理課が契約締結時に配布する「適正な下請契約のための指示事項」による。） - 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。ただし、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 - 受注者は、工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房技術審議官により排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械の中から、仕様書で示した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。 なお、この場合、設計図書の取扱いは次のとおりとする。 (1) 2次基準適合機種を指定した工種において、1次基準適合機種又は標準型機種を使用する場合には、発注者は、承諾した機種に応じ、設計図書の変更を行うものとする。また、1次基準適合機種を指定した工種において、標準型機種を使用する場合も同様とする。 (2) 1次基準適合機種を指定した工種において、2次基準適合機種又は3次基準適合機種を使用する場合には、受注者は、発注者に対して承諾を受けた機種に応じ、設計図書を変更することを請求できるものとする。2次基準適合機種を指定した工種において、3次基準適合機種を使用する場合も同様とする。 ※排出ガス対策型建設機械の指定状況については「建設施工・建設機械における環境対策」を参照のこと。

入札条件及び指示事項

令和3年4月30日以降適用

指示事項	5 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。 6 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）」第9条の対象となる工事規模の建設工事においては、法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面を契約監理課に、法第12条に基づく説明書を工事担当課に、落札日から7日以内に提出しなければならない。 なお、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月環境省）に基づき、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。また、工事完了後は、その実績を監督職員に提出すること。 設計図書の中で再生クラッシャーランの使用を明示した工事において、再生材の使用時期及び数量等の現場条件により、近隣の再資源化施設からの供給が見込めない場合は、監督職員と協議し、新材を使用すること。 7 受注者は、工事請負代金の額が500万円以上の工事について、コリンズ（工事実績情報システム）（財日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後にJACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。 なお、提出の期限は、以下のとおりとする。 （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 （2）完了時登録データの提出期限は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 （3）施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に更新データを提出すること。 8 業務委託の受注者は、委託料の額が100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（JACIC）に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。 なお、データの提出期限は上記6と同様とする。 9 施工形態動向調査及び施工情報調査への協力について 受注者は、国土交通省が実施する施工形態動向調査及び施工情報調査の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。 10 建設副産物実態調査への協力について 受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。 11 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について （1）暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。 なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」別表の措置基準「27 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～6か月の指名停止措置を検討する。 （2）暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。 （3）発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。 （4）不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。
※入札時の指示事項	12 入札書には、入札参加資格審査申請書に添付した「使用印鑑届」の届出印を使用すること。ただし、入札前に提出する委任状による代理人が入札するときは、その委任状の使用印鑑欄に押印の印鑑を使用するものとする。 なお、入札書に「使用印鑑」の押印のない入札は無効とする。 13 入札書の用紙は、配布した指定様式を複写したもの又は指定様式どおり作成したものを使用すること。 なお、様式の異なる入札書を使用したときは入札を無効とする。 14 入札書及び工事費内訳書は、あて名、工事番号・工事場所・工事名（業務番号・業務委託場所・業務の名称）及び入札参加者氏名（商号又は名称）を記入した封筒に入れ、のり付けの上封印（3か所割印）し、提出すること。 全く封印の無いものは無効とする。ただし、再度入札するときは、封筒は不要とする。 15 仕様書・図書は、入札会場において担当職員の指示に従い、入札前に返却すること。